

令和4年秋の全国交通安全運動実施計画

公益社団法人日本バス協会

日本バス協会は、別添の「令和4年秋の全国交通安全運動推進要綱（令和4年7月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）」及び「令和4年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画」に基づき、下記のとおり、9月21日（水）から同月30日（金）までの期間中における本運動の効果的な実施を推進することとする。

記

1. 各都道府県バス協会における具体的な実施細目の作成等

各都道府県バス協会においては、傘下各バス事業者と協議し、本実施計画に基づき地域の実情に応じた具体的な実施細目を作成し、各バス事業者に実施推進方を周知徹底すること。

2. バス事業における重点実施事項

(1) 適切な安全運行の確保

- ① 各バス事業者は、運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を内部に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図ること。
- ② バス事業における総合安全プラン2025を踏まえたバスの安全運行の徹底を図るため、次の事項に重点を置いた取り組みを推進すること。
 - ・ 飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実にを行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。
 - ・ 覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。
 - ・ 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成26年4月18日改訂）に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底すること。
 - ・ 運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進し、運転者の健康に起因する事故の防止に努める。確実な点呼等により、睡眠不足チェックや過労運転の防止に努める。
 - ・ 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないようにすること。
 - ・ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること。また、適性診断の結果も活用するなどして、「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう、運転者へ指導すること。
 - ・ 交差点右左折時には横断歩道の手前で一旦停止し、歩行者、自転車、他車の動向に注意する習慣を確実に習得させるなどの安全教育を徹底すること。
 - ・ 発進時におけるアンダーミラーによる直前横断者の確認を徹底すること。
 - ・ 横断歩道が近接するバス停では、利用者に降車直後の道路横断時の注意喚起を徹底すること。
 - ・ 一般路線バスにおいては、特に、車内事故を防止するための「ゆとり乗降」「ゆとり運転」を励行すること。また、高齢者の事故防止に特に配慮すること。
 - ・ 子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。また、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全運転を徹底する

こと。

- ・ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び暗い道での走行用前照灯（上向き）とすれ違い用前照灯（下向き）の小まめな切替えを励行すること。
- ・ 車高、視野、死角、内輪差、オーバーハング、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること。また、進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめ目視、バックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。
- ・ バスジャック対策について再点検を実施すること（乗務員・職員教育、緊急連絡手段の再点検）。
- ・ 上記事項における運転者への指導には、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。

（２）シートベルト着用等の推進

- ① 適正なシートベルトの着用の徹底を乗務員へ指導すること。
- ② 乗客の安全を図るため、高速自動車国道等を運行する事業者及び貸切バス事業者は、次の事項を実施すること。
 - ・ 運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検すること。
 - ・ シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客がシートベルトを常時着用できる状態にしておくこと。
 - ・ 車内放送、映像等により、乗客にシートベルトの着用を促すこと。
 - ・ 乗客のシートベルトの着用状況を発車前に目視等により点検すること。
 - ・ シートベルトの着用について、リーフレットを座席ポケットへ備え付ける等、あらゆる機会を捉え、乗客へのシートベルト着用の注意喚起を行うこと。
- ③ バスガイドの高速道路や危険箇所等における「着席案内」に努めること。

（３）車両の点検整備の確実な実施

日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施について、「自動車点検整備推進運動」等を通じて徹底を図ること。併せて、ホイール・ボルトの折損による車輪脱落や車両火災、車体腐食による操舵不能事故、平成30年10月から義務付けられたスペアタイヤ落下による事故等を防止するために確実な点検整備を励行すること。

（４）広報活動の推進

- ① 車内放送や車両、停留所、事業所等へのポスター、垂幕、立看板等の掲示により、本運動の趣旨を一般に周知する。
- ② 広報誌等を通じ、本運動の趣旨及び次に掲げる広報事項を周知する。
 - ・ 本年9月30日（金）が「交通事故死ゼロを目指す日（※）」とされたこと。
 - ・ 歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮。
 - ・ 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底。
 - ・ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底。
 - ・ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行。
 - ・ 本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う国民の交通行動の変化等を注視しつつ、国民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

※交通事故死ゼロを目指す日

国民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動し、交通事故の発生を抑止することを目的として内閣府が定めた日。